

経済産業省令第107号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二十九条第一項、第三十四条第一項、第三十五条の五及び第八十一条第一項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年12月22日

経済産業大臣 甘利 明

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の表四の項の保安業務の内容の欄中「並びに同条第二号」を「、同条第二号並びに第三号」に改める。

第三十七条第一号の表中「並びにネ(2)及び(3)」を「、ネ(2)及び(3)並びにム」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 経済産業大臣が消費設備を使用する者の生命又は身体について当該消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、前二号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。

第四十四条第一号タ(1)(ii)中「燃焼器と」を「当該燃焼器と」に、「燃焼器に」を「当該燃焼器に」に改め、同号タ(1)(iii)中「燃焼器の排気筒と接続する部分」を「当該燃焼器の排気部との接続部」に改め、同号タ(1)(ix)中「排気筒を」を「当該排気筒を」に、「並びに排気筒及び燃焼器の」を「及び当該排気筒と当該燃焼器の排気部との」に改め、同号タ(2)(iii)中「排気筒は」を「自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気筒を接続するものは」に、「排気筒を」を「当該排気筒を」に、「並びに排気筒及び排気扇又は燃焼器の」を「当該燃焼器の排気部との接続部及び当該排気扇との」に改め、同号タ(2)(iv)中「燃焼器の」を「当該燃焼器の」に、「燃焼器又は排気筒に逆風止めが取り付けられている場合にあつては、逆風止め開口部」を「(当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合にあつては、当該逆風止め開口部)」に改め、同号レ(2)中「燃焼器との」を「当該燃焼器の排気部との」に改め、同号レ(3)中「燃焼器」を「当該燃焼器」に改め、同号ネ(6)中「給排気部を」を「当該給排気部を」に、「給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部」

を「当該燃焼器のケーシングとの接続部」に改め、同号に次のように加える。

△ 強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。

第四十四条第二号イ(3)中「、燃焼器」を「、当該燃焼器」に改め、同号イ(9)中「及びネ」を「、ネ及び△」に改める。

|   |                          |   |  |
|---|--------------------------|---|--|
| 一 | 供給開始時<br>点検・調査を<br>行った場合 | 一 | 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の<br>氏名又は名称及び住所                     |
| 二 |                          | 二 | 供給開始時点検・調査を行った者の氏名                                     |
| 三 |                          | 三 | 供給開始時点検・調査の結果  |
| 四 |                          | 四 | 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七<br>条第一項第一号又は第二号の通知をした場合は<br>、その内容 |
| 五 |                          | 五 | 供給開始時点検・調査又は通知の年月日                                     |

第三百三十一条第二項の表中

を

| 一 供給開始時<br>点検・調査を<br>行った場合 | 一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の<br>氏名又は名称及び住所<br>二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名<br>三 供給開始時点検・調査の結果<br>四 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七<br>条第一項第一号又は第二号の通知をした場合は<br>、その内容<br>五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日<br>六 供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸<br>入者の名称<br>七 供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造<br>年月 |
|----------------------------|--|
|                            |  |

に、

|   |   |
|---|---|
| <p>三の二 法第三<br/>十四条ただし<br/>書の規定によ<br/>り定期供給設<br/>備点検を行わ<br/>なかつた場合</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが<br/>できなかつた一般消費者等の氏名又は名称及び<br/>住所</p> <p>二 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の<br/>氏名</p> <p>三 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月</p>   |
| <p>四 定期消費設<br/>備調査を行つ<br/>た場合</p>                                     | <p>一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名<br/>又は名称及び住所</p> <p>二 定期消費設備調査を行つた者の氏名</p> <p>三 定期消費設備調査の結果</p> <p>四 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第<br/>一項第二号の通知をした場合は、その内容</p> <p>五 定期消費設備調査又は通知の年月日</p> |

を

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |
| <p>四の二 法第三</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが</p> |

に改める。

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 十四条ただし書の規定によ | できなかつた一般消費者等の氏名又は名称及び住所  |
| り定期消費設備調査を行わ | 二 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 |
| なかつた場合       | 三 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月日  |

第三百三十一条第五項中「締結している場合」の下に「及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であつて当該一般消費者等と販売契約を締結している場合」を加える。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第三十七条第一号、第四十四条及び第三百三十一条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

改正案

現行

（保安業務区分）  
第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。

（保安業務区分）  
第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務の区分は、次の表のとおりとする。

| 保安業務区分の名称            | 保安業務の内容   |
|----------------------|---|
| 一～三（略）<br>四 定期消費設備調査 | 第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第二号並びに第三号に掲げる事項に係る調査を行う業務 |
| 五～七（略）               |   |

| 保安業務区分の名称            | 保安業務の内容   |
|----------------------|---|
| 一～三（略）<br>四 定期消費設備調査 | 第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)並びに同条第二号に掲げる事項に係る調査を行う業務 |
| 五～七（略）               |   |

（消費設備の調査の方法）  
第三十七条 法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。  
一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

（消費設備の調査の方法）  
第三十七条 法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。  
一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

| 消費設備の種類 | 調査を行う事項 | 調査の回数 |
|---------|---------|-------|
|         |         |       |

| 消費設備の種類 | 調査を行う事項 | 調査の回数 |
|---------|---------|-------|
|         |         |       |





号に掲げる消費設備

(第十八条第十号に係る部分に限る。)、(6)(同条第二十号八に係る部分に限る。)、(7)(第四十四条第一号口及びへ(地下室等に係る部分、亜鉛めつきを施した配管又は亜鉛めつきを施した配管に防しよくテープを施したものであつて地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る配管の部分を除く。))及びポリエチレン管を使用したものを除く。)(地下室等に係る部分を除く。)(8)(地下室等に係る部分を除く。)(9)(同号ヨ、ツ(不完全燃烧する状態に至つた場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。))、ネ(2)及び(3)並びにムに係る部分に限る。)、(10)(同号タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び(13)(同号イ(配管及びガス栓に係る部分に限る。))及び(14)(同号ロ(1)及び(2)に係る部分に限る。))並びに口(1)、(2)(第

スの最初の引渡し時及び四年に一回以上

号に掲げる消費設備

(第十八条第十号に係る部分に限る。)、(6)(同条第二十号八に係る部分に限る。)、(7)(第四十四条第一号口及びへ(地下室等に係る部分、亜鉛めつきを施した配管又は亜鉛めつきを施した配管に防しよくテープを施したものであつて地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る配管の部分を除く。))及びポリエチレン管を使用したものを除く。)(地下室等に係る部分を除く。)(8)(地下室等に係る部分を除く。)(9)(同号ヨ、ツ(不完全燃烧する状態に至つた場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。))並びにネ(2)及び(3)に係る部分に限る。)、(10)(同号タ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)(1)(i)及び(iv)に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び(13)(同号イ(配管及びガス栓に係る部分に限る。))及び(14)(同号ロ(1)及び(2)に係る部分に限る。))並びに口(1)、(2)(第十八

スの最初の引渡し時及び四年に一回以上

十八条第二十号イ及びハに係る部分に限る。）及び(3)に掲げる基準に関する事項

二 (略)

三 経済産業大臣が消費設備を使用する者の生命又は身体について当該消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、前二号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。

四 (略)

(消費設備の技術上の基準)

第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イヨ(略)

タ ヨの燃焼器(以下タからソまでにおいて単に「燃焼器」という。)の排気筒は、次の(1)又は(2)に定める基準に適合すること。

(1) 自然排気式の燃焼器の排気筒(排気扇が接続されているものを除く。)は、次に定める基準に適合すること。

(i) (略)

(ii) 排気筒には、当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器に近接した箇所に逆風止めが取り付けられていること。ただし、当該燃焼器に逆風止めが取り付け

条第二十号イ及びハに係る部分に限る。）及び(3)に掲げる基準に関する事項

二 (略)  
(新設)

三 (略)

(消費設備の技術上の基準)

第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イヨ(略)

タ ヨの燃焼器(以下タからソまでにおいて単に「燃焼器」という。)の排気筒は、次の(1)又は(2)に定める基準に適合すること。

(1) 自然排気式の燃焼器の排気筒(排気扇が接続されているものを除く。)は、次に定める基準に適合すること。

(i) (略)

(ii) 排気筒には、燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器に近接した箇所に逆風止めが取り付けられていること。ただし、燃焼器に逆風止めが取り付けられてい

られている場合は、この限りでない。

(iii) 排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。

(iv) (xiii) (略)

(ix) 排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部及び当該排気筒と当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

(x) (xi) (略)

(2) 自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇が接続されているもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。

(i) (ii) (略)

(iii) 自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部、当該燃焼器の排気部との接続部及び当該排気筒との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

(iv) 排気筒の形状は、排気ガスが当該燃焼器の給気口（当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合）においては、当該逆風止め開口部から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。

レ 燃焼器の排気筒に接続される排気扇は、次に定める基準に適合すること。

(2)(1) (略)

燃焼器と直接接続する排気扇は、当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

る場合は、この限りでない。

(iii) 排気筒の有効断面積は、燃焼器の排気筒と接続する部分の有効断面積より小さくないこと。

(iv) (xiii) (略)

(ix) 排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び燃焼器の接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

(x) (xi) (略)

(2) 自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇が接続されているもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。

(i) (ii) (略)

(iii) 排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇又は燃焼器の接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

(iv) 排気筒の形状は、排気ガスが燃焼器の給気口（燃焼器又は排気筒に逆風止めを取り付けられている場合にあっては、逆風止め開口部）から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。

レ 燃焼器の排気筒に接続される排気扇は、次に定める基準に適合すること。

(2)(1) (略)

燃焼器と直接接続する排気扇は、燃焼器との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

(3) 排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器への液化石油ガスの供給を自動的に遮断する装置が設けられていること。

ソ・ツ（略）

ネ 屋内に設置されているガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）及びガスふるがまであって、密閉式のもの、次に定める基準に適合すること。

(1) (5) (略)

(6) 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

ナ（略）

△ 強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。

二 第十六条第十三号ただし書の規定により質量により液化石油ガスを販売する場合における消費設備は、次のイ又は口に定める基準に適合すること。

イ 口に掲げる消費設備以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

(1) (2) (略)

(3) 調整器と燃焼器の間の配管その他の設備は、当該燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。

(i) (ii) (略)

(9) (4) (8) (略) 燃焼器は、前号ワ、カ、ヨ、ソ、ツ、ネ及びムの基準

(3) 排気扇には、これが停止した場合に燃焼器への液化石油ガスの供給を自動的に遮断する装置が設けられていること。

ソ・ツ（略）

ネ 屋内に設置されているガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）及びガスふるがまであって、密閉式のもの、次に定める基準に適合すること。

(1) (5) (略)

(6) 給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、給排気部を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

ナ（略）

（新設）

二 第十六条第十三号ただし書の規定により質量により液化石油ガスを販売する場合における消費設備は、次のイ又は口に定める基準に適合すること。

イ 口に掲げる消費設備以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

(1) (2) (略)

(3) 調整器と燃焼器の間の配管その他の設備は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。

(i) (ii) (略)

(9) (4) (8) (略) 燃焼器は、前号ワ、カ、ヨ、ソ、ツ及びネの基準に適

に適合すること。

(10) (13) (略)

口 (略)

(帳簿)

第三百三十一条 (略)

2 法第八十一条第一項の規定により保安機関が帳簿に記載すべき事項は、自ら行う販売事業に係る保安業務にあつては販売所ごとに、委託を受けた保安業務にあつては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

| 記載すべき場合            | 記載すべき事項  |
|--------------------|--|
| 一 供給開始時点検・調査を行った場合 | 一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所<br>二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名<br>三 供給開始時点検・調査の結果<br>四 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一項第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容<br>五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日<br>六 供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称<br>七 供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月 |

に適合すること。

(10) (11) (略)

口 (略)

(帳簿)

第三百三十一条 (略)

2 法第八十一条第一項の規定により保安機関が帳簿に記載すべき事項は、自ら行う販売事業に係る保安業務にあつては販売所ごとに、委託を受けた保安業務にあつては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

| 記載すべき場合            | 記載すべき事項   |
|--------------------|---|
| 一 供給開始時点検・調査を行った場合 | 一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所<br>二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名<br>三 供給開始時点検・調査の結果<br>四 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一項第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容<br>五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日<br>(新設)<br>(新設) |

|  |  |
|--|--|
| <p>二・三(略)</p> <p>三〇の二 法第三十四条ただし書の規定により定期供給設備点検を行わなかつた場合</p> <p>四 定期消費設備調査を行つた場合</p> <p>五(七)略</p> | <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることができなかつた一般消費者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の氏名</p> <p>三 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月日</p> <p>一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 定期消費設備調査を行つた者の氏名</p> <p>三 定期消費設備調査の結果</p> <p>四 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第一項第二号の通知をした場合は、その内容</p> <p>五 定期消費設備調査又は通知の年月日</p> <p>六 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称</p> <p>七 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月</p> <p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることができなかつた一般消費者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の氏名</p> <p>三 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月日</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>二・三(略)</p> <p>(新設)</p> <p>五(七)略</p> | <p>四 定期消費設備調査を行つた場合</p> <p>一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 定期消費設備調査を行つた者の氏名</p> <p>三 定期消費設備調査の結果</p> <p>四 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第一項第二号の通知をした場合は、その内容</p> <p>五 定期消費設備調査又は通知の年月日</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |
|--|---|

3・4 (略)

5 法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から二年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる保安業務に係る事項については、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。(当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であつて当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。)

一・二 (略)

6～8 (略)

3・4 (略)

5 法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から二年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる保安業務に係る事項については、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。(当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合に限る。)

一・二 (略)

6～8 (略)